

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁施設）
発生日時	平成28年2月1日 11時56分ごろ
発生場所	千葉港葛南区 千葉港葛南市川灯台から真方位039°690m付近 （概位 北緯35°40.3′ 東経139°56.3′）
事故の概要	貨物船 ^{エス マーメイド} S MERMAIDは、出港作業中、岸壁のクレーンと衝突した。 S MERMAID は、右舷ウイングに圧壊等を生じ、クレーンは、曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月2日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 S MERMAID（大韓民国籍）、1,999トン
船舶番号、船舶所有者等	9344887（IMO番号）、SEATRAS MARINE CO., LTD
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、二級航海士（大韓民国発給）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷ウイングに圧壊等 クレーン ジブ等に亀裂を伴う曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、千葉縣市川市の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に右舷着けした状態で揚げ荷を行った後、船長が船橋で出港作業の操船指揮をとっていた。</p> <p>着岸していた本船の船首方には、本件岸壁に設置されたクレーンのジブが海面上に突き出ていた。</p> <p>本船は、左舷錨を巻き揚げ、主機を何度か前進及び後進にかけて本件岸壁から離れ、係船索を放し、船長が左舵一杯及び微速力前進を指示したところ、船尾が右に振れ、右舷船尾が本件岸壁に衝突し、右舷ウイングがクレーンのジブと衝突した。</p> <p>船長は、本船に約12年乗船しており、本件岸壁からの出港を10回以上経験していた。</p> <p>船長は、本事故後、右舵を取って船尾を本件岸壁から離すところで左舵を指示し、操船の判断を誤ったと思ったが、その理由が分からなかった。</p>
分析	本船は、船首方にクレーンのジブが突き出た状況の本件岸壁において出港作業中、船長が、右舵を取って船尾を本件岸壁から離すつもりで、左舵一杯を指示したことから、船尾が右舷方に振れ、右舷ウイン

	グがクレーンのジブと衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が船首方にクレーンのジブが突き出た状況の本件岸壁において出港作業中、船長が、右舵を取って船尾を本件岸壁から離すつもりで、左舵一杯を指示したため、船尾が右舷方に振れ、右舷ウイングがクレーンのジブと衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・付近に障害物等がある場所で操船を行う際は、事前に操船方法を十分に検討すること。